

10月から

小児マル福の対象年齢を18歳まで拡大します!!



潮来市に住民登録のある18歳まで（18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで）のすべてのお子さんに対し平成30年10月から医療費の一部を助成します。

なお、受給には申請が必要になります。

対象となる方には別途通知及び申請書を**8月中旬**に郵送しますので、内容をご確認のうえ、必要書類を添えて申請してください。

1. 申請対象者について

潮来市に住民登録のある18歳までのお子さん ※婚姻しているか否かは問いません。

注1）現在、中学3年生までの小児マル福・ひとり親マル福・障がい者マル福を受給されているお子さんについては、お手続きは必要がないため、申請書は送付しておりません。

2. 申請期間

通知が届いた日 ～ 9月14日（金）

※申請期間内にお手続きをされた方につきましては、**9月下旬**に受給者証を郵送させていただきます。それ以降も申請は受け付けますが、10月に間に合わない場合があります。

※10月以降の申請の場合、受給開始は申請日の属する月初めからとなりますので、ご注意ください。

3. 制度内容

健康保険証を使って医療機関等にかかられた際の、医療費の一部を助成する制度です。

お薬代も対象となります。

※差額ベッド代、入院時の食事代など、保険外（自費）のものについては対象になりません。

4. 自己負担について

●茨城県内の医療機関等で受診する場合

外来：医療機関ごとに1日600円 月2回（1,200円）までの自己負担

入院：医療機関ごとに1日300円 月3,000円までの自己負担

薬局：自己負担なし

●茨城県外の医療機関等で受診する場合

領収書を月ごとにまとめて市民課保険年金グループへ提出していただき、自己負担分を差し引いて、後日振込でお支払いします。（受給期間内のものに限る）



【お問合せ】 市民課 保険年金グループ ☎ 63-1111